

平成 29 年度

福祉部の運営方針

<部の構成>

福祉総務課、生活福祉室、障害福祉室、福祉指導監査課

<担当事務>

- (1)福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2)民生委員、保護司会、臨時福祉給付金に関すること。
- (3)生活保護に関すること。
- (4)生活困窮者の自立支援に関すること。
- (5)障害福祉に関すること。
- (6)福祉関連法人の指導監査等に関すること。

<部の職員数>H29年4月1日現在

正職員	125名
再任用職員	5名
任期付職員	11名
非常勤職員	22名
合計	163名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

1. 基本方針

本市の健康・福祉推進都市宣言（平成6年）にあるように「老いも若きも障害のある人もない人も、すべての市民が人として尊ばれ、住みなれたまちで安心して健やかに暮らす」ためには、住民と事業者、行政が相互に協力し、地域課題の対応にも連携を図りながらそれぞれの役割を積極的に果たすことが、地域福祉の推進において極めて重要です。

平成27年度には「生活困窮者自立支援制度」が、平成28年度は「障害者差別解消法」が施行されるなど、福祉を取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化している中、行政に求められる役割として、「枚方市地域福祉計画（第3期）」などの現行計画の進捗管理を通して福祉施策を着実に推進していくとともに、「枚方市障害福祉計画（第5期）」や「枚方市障害児福祉計画（第1期）」といった、今年度に策定を予定している計画にも必要とされる取り組みなどを的確に反映させていきます。

また、よりよい福祉サービスが提供されるよう、今年度を実施される臨時福祉給付金（経済対策分）の円滑な支給に努めるとともに、福祉施設等の適正管理と安定的な運営体制の確保を目指し、事業者への適正な指導・監査を実施します。

2. 重点施策・事業

(1) 地域福祉の推進

目標	あらゆる世代の人が健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、多様化・複雑化する生活課題を抱える人への支援体制の充実や環境整備、不足する地域福祉活動の担い手の育成支援など、地域福祉の推進に取り組みます。
取り組み	地域福祉計画（第3期）に基づき、地域福祉課題の把握に向けた取り組みを行うとともに、計画の進行管理を行います。

(2) 臨時福祉給付金（経済対策分）の円滑な支給

目標	臨時福祉給付金（経済対策分）は、社会全体の所得の底上げに寄与することを目的に、平成 29 年 4 月から平成 31 年 9 月までの 2 年半分、支給対象者一人当たり 1 万 5 千円が支給されます。この給付金について、支給対象見込み者への周知に努めるとともに、円滑かつ迅速な支給事務を行います。
取り組み	給付金の支給対象者や支給額、申請期間等について市民に分かりやすく案内するとともに、あわせて、校区コミュニティ協議会や民生委員児童委員協議会などの関係機関への情報提供と周知のための協力依頼を行い、申請率の向上に努めます。

(3) 保護受給者の自立促進

目標	稼働能力を有しながら様々な要因により就労に至っていない保護受給者に対して、就労意欲の喚起やきめ細かな助言・指導を行い、就労に結びつけることで自立を促進していきます。また、就労に向けた準備が整っていない保護受給者に対しては、日常生活自立、社会的自立に向けた支援を行います。
取り組み	就労準備支援事業や就労支援事業への参加促進を図るとともに、ハローワーク常設窓口等とも連携し、各段階におけるきめ細やかで重層的な支援を提供することで、自立を支援します。
	平成 29 年度当初予算：25,159 千円

(4) 日中一時支援事業の拡充

目標	障害者（児）の日中活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的とする日中一時支援事業について、平成 29 年度より対象年齢の拡大、事業報酬制度等の見直しを行い、利用促進を図ります。
取り組み	平成 29 年度から、報酬単価の見直しを行うほか、小学 1 年生から利用できるよう対象年齢を拡大、また、これまでの指定障害福祉サービス事業所のほか、指定障害児通所支援事業者についても対象事業所要件に加え、新規参入事業者の促進を図ることにより、利用の要望が高かった 18 歳以上の日中系事業所を利用する方の夕方の短時間の居場所としても、日中一時支援事業を活用していただけるよう制度を整備します。
	平成 29 年度当初予算：14,749 千円

(5) 障害者グループホームの安全対策（スプリンクラー等の設置助成）

目標	消防法の改正に伴い、平成 30 年 3 月までにスプリンクラー等の設備の設置が義務付けられた事業所に対し、市の補助制度等を活用して期限内に整備を実施するよう促すとともに、関係機関に対して働きかけを行います。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

取り組み	施設整備が義務付けられたグループホームに対し、期限内に施設整備を行い、安全に地域で暮らすことができるよう、平成 28 年度より市独自の補助事業を実施しています。平成 29 年度末が設置期限となるため、大阪府が策定するガイドラインを基に事業所、関係機関に対し働きかけを行っていきます。
	平成 29 年度当初予算：4,800 千円

(6) 枚方市障害福祉計画（第 5 期）・枚方市障害児福祉計画（第 1 期）の策定

目標	障害者総合支援法に基づく枚方市障害福祉計画（第 4 期）が平成 29 年度に終了するため、新たに枚方市障害福祉計画（第 5 期）を策定するとともに、枚方市障害児福祉計画（第 1 期）を枚方市障害福祉計画と一体的に策定し、障害福祉施策の推進に努めます。
取り組み	障害福祉サービス等の見込み量や整備の方向を定めた枚方市障害福祉計画（第 4 期）が平成 29 年度に終了するため、新たに、平成 30 年度から 3 年間の計画期間とする枚方市障害福祉計画（第 5 期）を、ニーズ調査等も実施して策定します。また、障害児のサービス提供体制の整備を計画的に行うため、枚方市障害児福祉計画（第 1 期）を枚方市障害福祉計画（第 5 期）と一体的に策定します。
	平成 29 年度当初予算：4,800 千円

(7) 精神障害者保健福祉手帳交付事務の権限移譲

目標	精神障害者保健福祉手帳について、市民の利便性の向上を図るため、大阪府より権限移譲を受け、平成 29 年 7 月より本市で手帳の発行、交付を行います。
取り組み	大阪府より、精神障害者保健福祉手帳交付事務の権限移譲を受け、平成 29 年 7 月より本市で手帳の発行、交付を行います。診断書による手帳の等級判定は、従来通り大阪府に依頼しますが、年金証書による手帳の等級判定は本市が年金事務所に直接照会し手帳を発行することで、申請から交付までの期間を短縮し、市民の利便性の向上を図ります。
	平成 29 年度当初予算：6,802 千円

(8) 社会福祉法等の改正への的確な対応

目標	平成 29 年度の大幅な社会福祉法人制度改革や障害福祉サービスの省令改正に対して的確に対応するとともに、平成 30 年度に行われる介護保険事業及び障害福祉事業の報酬改定に円滑な対応ができるよう、福祉関連法人への情報発信に取り組みます。また、新たな制度内容を指導監督業務に反映させ、福祉施設等の適正な管理と安定的な運営体制の確保につなげることで、福祉サービスの質の向上を図ります。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取り組み	<p>社会福祉法人制度の大幅改革による、法人運営における透明性の確保のための新たな国のシステムや省令等に対応し、法人説明会など様々な媒体を通じて社会福祉法人等への情報発信を行うとともに、介護保険・障害福祉サービス事業の報酬改定などに的確に対応するため、国等からの情報収集に努めます。</p> <p>また、障害福祉サービスにおける新たな基準については、指導監査業務等に反映し、事業者の適切なサービス提供につなげます。</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 行政改革・業務改善

◆新行政改革実施プランの改革課題

改革課題	取り組み内容・目標
14. 外郭団体等の経営健全化の促進	枚方市社会福祉協議会が策定した経営戦略プログラムの進捗管理を行い、経営健全化の促進に向けた連携・協力に取り組みます。
23. くすの木園のあり方の検討	平成28年度に行ったくすの木園の今後のあり方についての検討内容を踏まえ、民営化の方向で課題整理を行っていきます。

◆業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口対応	窓口アンケートの実施や窓口マニュアルを活用し、市民満足度の向上に努める。また、障害福祉室で作成した「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」を活用し、障害者に対し、適切な対応に努めます。
ペーパーレス化の徹底	福祉部では、市民からの各種相談から福祉サービスの提供まで広範囲な業務を実施しており、各種の業務に係る印刷物も膨大となっている。このため、両面・冊子印刷やメール機能、紙の電子化等の活用を行い、部内全体でのペーパーレス化を徹底します。
指導監査業務の標準化	福祉制度に関する情報収集に取り組みながら、業務マニュアルの見直し及び職員間での情報の共有化を定期的に行います。

4. 予算編成・執行

- ◆生活保護費や障害福祉サービスなど社会保障関連経費の増加が予想される中、事業の精査を行い、必要な財源の確保に努めながら予算編成を行いました。
- ◆昨年度に引き続き、生活保護の実施体制等の強化を図るための「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」等の国庫補助金を活用するなど、必要な財源確保に努めました。
- ◆介護保険事業者の指定等に係る手数料を徴収することで、適切な財源確保に努めます。

5. 組織運営・人材育成

- ◆人材育成については、専門性の高い知識や経験が求められる業務を中心に職場内研修に取り組むほか、職場外の専門研修へ職員を派遣するなど、知識の習得や技術の向上を図ります。
- ◆職場の課題や懸案事項等については、グループ単位や担当間の会議、職場での朝礼等を通じて職員間での情報共有を図り、その解決等に向けて組織的に取り組みます。
- ◆指導監査等の精度を適正に確保するため、法・制度改正などに的確に対応しつつ、他の行政機関との連携による制度研修や事例研究などを通じ、情報共有と指導レベルの標準化を進めます。

6. 広報・情報発信

- ◆広報ひらかた、市のホームページ、エフエムひらかた及びリーフレット等様々な媒体を活用しながら情報を発信します。また、即時性が求められる緊急情報や制度改正などについては、ホームページの特性を生かし、分かりやすくタイムリーな情報発信に努めます。
- ◆昨今のスマートフォンやタブレットの普及に鑑み、市からお知らせする文書やパンフレットにQRコードを掲載するなど、福祉に関する情報を身近に接することのできる環境の整備に努めます。
- ◆臨時福祉給付金については、広報ひらかたや市ホームページのほか、自治会の回覧板などを通じて適切な時期に繰り返し情報を発信することにより、申請漏れを防止します。
- ◆障害福祉室では、障害者差別解消のためのイベントの開催のほか、出前講座を活用した地域への周知活動を行い、市民意識の啓発・向上に努めます。